

琵琶湖流域下水道高島処理区の管理に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

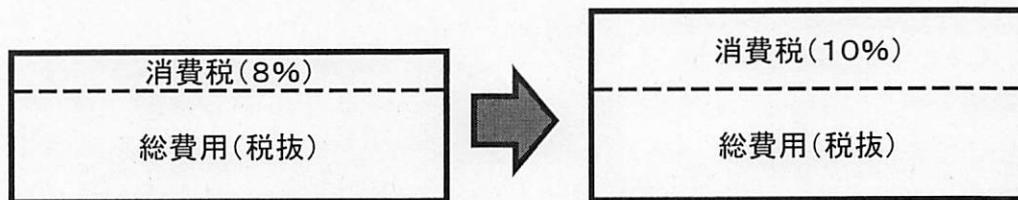
1 関係法令

下水道法第31条の2

- 1 ……流域下水道を管理する都道府県は、……流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。
- 2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

2 関係市が負担すべき金額を見直す理由

平成31年10月1日からの消費税率引き上げ(8%→10%)に伴い、関係市が負担すべき金額についても、消費税率引き上げ分の転嫁を行うため。



3 議決を求めるべき内容

① 関係市・・・1市

高島市

② 負担すべき金額・・・第3期経営計画(平成30~34年度)

一般排水 (一般家庭からの汚水および工場・事業場からの汚水で特定排水以外のもの)

関係市の当該排水汚水量に1立方メートル当たり 100.9円 を乗じて得た額
(99.1円/m³ → 100.9円/m³)

特定排水 (工場、事業場からの汚水のうち、1ヶ月当たりの排水量が750m³を超える部分の汚水量)

関係市の当該排水汚水量に1立方メートル当たり 139.4円 を乗じて得た額
(137.0円/m³ → 139.4円/m³)